

令和2年4月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令 和 2 年 4 月 27 日 午後 1 時 30 分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)		
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享	
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信	
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆	
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男	
○ 13番 田中 晴美	☒ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資	
○ 16番 藤川 吉生	☒ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清	
○ 19番 山川 重晴			
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男	○ 岩木 保徳
○ 松永 勝也	○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 萩原 健詞	○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇
○ 紙本 政信	○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海
○ 松尾 和広			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 森田 俊行	次 長 辻田 三代子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	副主任 前川 祐樹	主 任 川村 和夫	
7. 議 長	山 川 重 晴		
8. 議事録署名委員の指名			
15 番 松 永 敬 資	16 番 藤 川 吉 生		

事務局長

皆様、こんにちは。ただ今から、4月の総会を開会いたします。
年度初めの総会ということで、市長から挨拶がございますので、よろしく
お願いいたします。

「市長挨拶」省略

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。3月の折にも人事異動の内示の
ご報告をいたしました。改めて紹介と合わせまして、皆様にお知らせいた
します。本庁の農業委員会事務局におきましては、眞弓局長が監査委員事務
局に転出し、後任として私が、私の後任には辻田農地係長が次長に、辻田係
長の後任には長寿介護課長寿支援係の田畑係長が、瀬尾主任が鷹島支所地域
振興課へ転出し、その後任には都市計画課住宅係から桃田主査が転入しまし
た。福島分室につきましては、異動はなく、引き続き松永分室長、前川副主
任が、鷹島分室につきましては、木山分室長（兼支所長）が定年退職され、
上下水道課長でした山田課長が支所長兼務で就任し、事務には昨年同様、川
村主任があたります。会計年度任用職員（川内さん、丸田さん、川原さん、
池田さん）と農地中間管理事業等の業務にあたってもらいます。令和2年度
は、この人員で農業委員会の業務を行いますので、よろしくお願いいたしま
す。それでは、山川会長から挨拶をいただき、4月の定例会に入りたいと思
います。

会 長

皆様こんにちは。毎日、報道が新型コロナウイルス感染症の話題ばかりでございす。
皆様もいろいろ大変だろうと思います。感染症拡大に伴いまして、農業委員
会の組織の運営等について、全国の農業会議所の方から運営についての整理
というか考え方について通達が来ております。その中で、農業委員会とい
うのは法令事務を取り扱うところですから、実際、委員は出席をして協議をす
るとというのが原則です。これは、法令上定められたところですがけれども、総
会は在任する委員の過半数が出席すれば開くことができるという事ですから、
例えば半減しても会は成立します。今の状況で、私は農業委員、推進委員と
しても業務の多忙な時でございますが、しっかり委員会の中でも協議をし、
そして意見を聞いて、そういうものを活動に反映していただくとなると、ど
うしても出席していただいて話したり聞いたりするのは重要になってきます
ので、今回全員出席していただいたところです。

今後につきましては、緊急事態宣言は5月6日ということになっています。
その後どういう取り扱いをするか、感染症の拡大がどうなるか、そこらを極
めながら今後の農業委員会の運営を考慮していきたいというふうに考えてお
ります。

それから歓送迎会を、本来であれば3月にするというところでございました
けれども、3月がちょっと無理で4月になれば何とか回復するのではないかと
いうことで協議をしたところですが、4月になってもこういう状況でござ
います。5月になると田植えなので多忙になってきますから、開催もちよっ

と無理かなど、そういう関係から歓送迎会は今年度は中止としたらどうかと思っておりますが、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。今回はやむを得ずこういう状況ですので歓送迎会は中止ということとさせていただきますと思います。

それでは今年度最初の委員会となります。最後の任期の年であります。人・農地プランの最終的な取りまとめをしなければいけない時期になっております。意向調査を踏まえまして、分析を事務局でやってもらっているところでございますけれども、これである程度方向性が出てくれば、一応地域に入って説明会をして、集落あるいは地域が今後どういう風な形になっていくか、現況を踏まえて将来についての話し合いをしてもらおうと、そういう会議をしないといけません。大きな残された課題でございます。人・農地プランは農林課になりますけれども、しかし農業委員会も一体になってやらないといけません。協議をしながらやっていきたいと思っております。開催については、前回の委員会の時に農林課から説明がありましたとおり、91集落ありましたけれども、今回は51くらいの集落を集約して開催することになりました。そういうことで、今のある程度取りまとめができた段階で、各集落に入らなければなりません。そこについては、またはっきりすれば皆様と協議をさせていただければと思っております。

もう一つ、今年度最終年度に移動農業委員会をすることということで、前回は8月くらいにしましたけれども、皆様と協議をしながら移動農業委員会の日程についても取り組んでいきたいと思っております。今年度は最終年度でありますし、人・農地プランも入ってくるし、移動農業委員会も入ってくるし、他のいろんな業務もまた入ってくるようでございます。今年度は通常年度よりも多忙な年度になってくるだろうというふうに考えております。皆様方の協力をいただきながら事業に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入っていきます。まずは欠席報告が来ております。14番の山本委員、17番の崎村委員から欠席届が出ております。それでは本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。15番の松永委員、16番の藤川委員、この二人に議事録署名人をお願いします。それでは各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告でございます。2件ございます。1件目は、令和2年1月14日に■■■■氏からあっせんの申し出があった分で日程を調整中です。2件目は、令和2年1月23日に調川町上免■■■■氏からあっせんの申し出があった分で、先日、抵当権抹消が終わったとの連絡がありましたので、相手方を選定中です。

議長

あっせん報告につきましては、あっせん委員さんからも報告をお願いいたします。まずは萩原委員の方からお願いします。

推進委員 推進員10番萩原です。■■■■さんの分ですけれども、上2筆の分は該当者が見つかって日程を調整していたんですけれども、コロナウィルスの関係でしばらく見合わせようかと思っております。

議長 ありがとうございます。それでは■■■■さんの件についてもお願いします。

推進委員 11番村田です。事務局の方から抵当権の抹消ができたご連絡をいただきまして、立山委員、吉永委員と共に今現在は相手方を探している状態です。以上です。

議長 はい、お世話かけます。よろしく願いいたします。

事務局 次に農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について、ご説明いたします。貸人、■■■■氏、借人、■■■■氏です。御厨町前田免■■■■が令和元年6月20日から令和6年6月19日までの5年、字■■■■が平成28年6月20日から令和4年6月19日までの6年の賃貸借契約となっていました。借人の都合による解約になります。

事務局 次に申請事件の処理状況です。(以下、資料の読み上げ)

申請事件の処理状況

農地法関係

令和2年3月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	■■■■	■■■■	発電用施設用地	905 ㎡	R2.4.15許可
	■■■■	■■■■	一般個人住宅	438 ㎡	R2.4.15許可

事務局 次に提案事件の集計表です。(以下、資料の読み上げ)

提案事件の集計表

農地法関係

申請事由		件数	面		積計
			田	畑	
第3条	経営規模拡大	1	695 ㎡		695 ㎡
第5条	工事用仮施設	1	1,750 ㎡		1,750 ㎡
	発電用施設用地(太陽光)	2		2,572 ㎡	2,572 ㎡
計		4	2,445 ㎡	2,572 ㎡	5,017 ㎡

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面積		
		田	畑	積計
所有権移転				
利用権設定	4	14,583 m ²	6,863 m ²	21,446 m ²
賃借権	2	11,863 m ²		11,863 m ²
使用貸借	2	2,720 m ²	6,863 m ²	9,583 m ²
計	4	14,583 m ²	6,863 m ²	21,446 m ²

承認関係

内 容	筆数	面積		
		田	畑	積計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	2	2,346 m ²		2,346 m ²
平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)の公表について		/		
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の公表について				

議 長 各種報告が終わりましたが、各種報告の中でお尋ねしたい事はございませんか、よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 はい、それでは付議事項に入ります。議案第19号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 議案第19号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

4ページをお開き下さい。事件番号1番についてご説明致します。申請者は、譲渡人 福岡市西区■■■■氏。譲受人 今福町北免■■■■氏です。申請事由は、譲渡人においては今後耕作の意思がなく、譲受人は経営規模拡大のためとの理由で双方が合意したことによる所有権移転の許可申請であります。売買する農地は、今福町東免■■■■、地目：田、695平方メートルの1筆です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が54,959.64平方メートル、農従者は2名、譲受人の農業従事日数は年間250日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 議案の説明が終わりましたので、地元委員さんからもこの件について意見を伺いたいと思います。

3番 3番の柿山です。4月19日に現地確認を行いました。詳細については、先ほど事務局が話されたとおりです。隣接する農地も緑化園のハウスがあるわけですが、排水についても適切に計画されておりましたし、何の問題もないかと思われますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは事件番号2について、松田委員をお願いします。

推進委員 推進委員1番の松田です。この場所ですけれども、畑そのものは農業をするには問題ありません。ただし差し替え前の市道に行く水路が問題だろうということで、あくる日、地区の方々と再会しまして、差し替えの部分にありますように、溜池が増えており、また下のほうに新設側溝幅250の側溝を道路の側溝に落とすように書いてあります。これを見てわかるように、来られたのが測量士でなくて事務所の方で、納得できなかったんですけど。上の水が常々市道を越えて氾濫してたものですから、もう綺麗にしてもらわないとダメだろうということで、このようになったのですけれども、里道なんですよ。この里道に側溝を新設するには、えらく金がかかるとなると、実現するものか不安なんですけど。このとおりしていただければいいんですけども。それと肝心なところ、この水路の下の市道に隣接したところが載ってないですよ。1番大事な部分が、これがまたお金のかかるところで、私はこの図面で納得するのかどうかと思うんですけど。向こうが水路を下に通して市道側溝のところ溜め桝を作って、きれいに載せるというのが実現すれば、別に異存はありませんけれども。

また、この図面でいまいち不安が残るような気がいたしまして、こういう風な例が以前、■■■■さんの太陽光発電施設の場所でありましてね。あれも間に入った方があやふやで、挙句の果てに会社に問い合わせたら知らなかったということで、あれはボツになったんですけど。何やらここも会社の方が知っておられるのかどうか不安なんですけど、こんなにお金がかかるのが。その辺は市道を含めた図面はとってみたいとこれではちょっと肝心なところが抜けてるような気がします。これが私の意見です。よろしくお願いいたします。

事務局 市道への接続の部分なんですけれども、今、委員さんがおっしゃられたとおり図面の方には載っておりません。電話での確認ではございますが、市道へきちんと接続するという事はお電話で確認いたしております。現地確認の際に、既存の市道の側溝に対して最初、直角に接続するようなお話もあったんですけども、そうすると図面の新設の側溝から流れ込む水の勢いが強くて、今、委員さんがおっしゃられたように、道路向かいの農地の方とかあちらのほうに影響があるというところで、それにつきましても既存の道路側溝に斜めに接続をして、上から流れてくる水と極力干渉しないように水が溢れないように接続をするということを、業者が委託した行政書士ではありますけれども、行政書士に連絡してそちらの方から直接会社のほうに問い合わせ

せをして頂きまして、そこら辺のところは現地の確認のとおり実施をするということを確認しております。以上、そこは報告させていただきます。

推進委員 推進委員1番松田です。そのとおりになれば、許可相当と思います。

議 長 それでは事件番号3について、村田委員お願いします。

推進委員 推進委員11番の村田です。事務局から説明がありましたとおり、申請地の周りは、ほとんど山林原野化されており、東のほうに市道及び子供たちの学校への通学路が開けてあります。排水に対しても北側に浸透側溝を置いて、その下に国交省の土地があるんですけども、そこに既存の側溝が入ってますので、なんら問題はないと思います。また、太陽光発電施設ができることで、通学路が明るくなって子供たちも歩きやすくなるんじゃないかと思っております。どうぞご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地確認に行かれた委員さんにもお聞きしたいと思えます。

12番 農業委員12番梶山です。事件番号1番と2番の報告をいたします。1番は、まず問題ないかと思えます。3年間の一時転用で、特例ということで、雨水の排出も問題ないと思えますのでよろしくをお願いします。2番に関しては、松田委員さんがおっしゃられたとおり、新設の溝の里道が問題になったもので、話し合いをした方が良いのではないかということで、現地調査の日にはそういう話で終わりましたけれども、そこが解決すれば何ら問題ないかと思えます。審議の方よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。事件番号3についてよろしくをお願いします。

11番 農業委員11番の益本です。3番について、先ほど事務局から説明があったとおりでございます。また地元委員が言われたとおりであります。ここは10年ほど経つ梅の木が通学路脇にありまして、梅の木もほとんど管理されていないということで、現場を見まして、排水が1番気になったんですけども、排水に関してもしっかりとした計画がなされておりまして、何ら問題がないものと見てきましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからも別に問題がないだろうとの発言でございます。ここで皆様からの質疑を受けたいと思えます。この案件について何かご意見等ございませんでしょうか。

推進委員 推進委員13番の早坂です。先ほど事務局の方から預貯金残高の確認をして問題ないという話でしたけれども、これは工事費に対してどれくらいの

割合があれば問題ないとするのか、それと残高の証明されている日にちは申請時の残高があれば良いということなんですか。以上2点。

事務局

残高の金額でございますけど、この許可の申請書の中に資金の調達に関する計画というのがございまして、そちらのほうに土地の造成費がいくらであるとかそういった記載がございます。こちらの計画金額に対しましてこの金額を超える残高があれば良いということでございますので、それを超える金額であることを残高証明に基づきまして確認いたしました。残高証明の日付とかですけれども、こちらにつきましては、4月に入ってから申請なんですけれども、直近1月2月程度そこら辺の残高証明で問題ないかと思われまして、実際に今回の証明につきましては、3月の日付ではございまして、そちらの日付での計画の金額以上の資金を確保されているということを確認をしているところでございます。

議長

今の説明でよろしいですか。

推進委員

推進委員11番早坂です。わかりました。

議長

他に何かございませんか。

10番

農業委員10番吉原です。事件番号3番の説明の中で、浸透性側溝の説明がありました。これは面積的に小さいので、そう大した水量にならないと思いますが、浸透性側溝というのは、素掘りの側溝という意味でしょうか。それとも水が地下に浸透するような何らかの工作をした側溝でしょうか。説明をお願いします。

事務局

浸透性側溝でございますが、こちらにつきましては素掘りではなく、この側溝自体が水を通す、そういう構造のU字型の側溝です。こちらを敷設する計画になっております。それを介して地下の方へ水が浸透するというところでございます。

議長

よろしいでしょうか。

10番

10番吉原です。太陽光発電においては、パネルの水の流末処理というのが農業委員会として1番検討するところなんですよね。このデイリーヤマザキさんが載ってるんですけども、国道のところに、そこは地滑り防止対策工事が大掛かりで行われました。この案件だけでは600平方メートルの小さな面積ですから、大した水量にならないと思うんですけども、地滑り地帯において、今後ある程度の太陽光発電施設の計画があって、水の流末処理が必ず出てきます。浸透性側溝地下に流し込んで処理をするという方法は、地滑り地帯ではいかなるものかなと思うんですけども、そこら辺は大丈夫なんじゃないかな。

事務局

今回の計画につきましては、浸透性側溝の下のほうにすでに400の幅の排水用の側溝が敷設されているということで、これに流し込んでからの排水という計画でございましたので、この件に関しましては問題ないかなと思われれます。ただ、別の所になりますと、おっしゃられるように地滑り地帯となれば、水の浸透していくこと自体がどうかと考える必要があるかと思っておりますので、その件につきましては今後そういった計画のあったときに、適切に排水がされるかということとをそれぞれ関係部署と協議をしながら、その地滑りに影響がない、そういったところで確認をしながら進めていきたいと思っております。

議長

よろしいでしょうか。ほかに何かご意見ございませんか。

推進委員

推進委員1番の松田です。現地確認のときの農業委員会に対する要望ですけども、今回も前回もその前の回も何回も経験あるんですけども、農業委員会は業者に確認して周りの同意は得ておりますと言ってますが、私たちがいざ行って聞いてみると、隣の■■■■さんは太陽光は作るって聞いたけれども、それ以外の詳しいことは何も聞いてないと言われるんですよ。それで行政がいう周りの同意を得たってことになるのかなあと思うんですが。このせいで明るる日に何人も時間を費やしてまた現地確認しました。周りの同意を得たっていうからには、もう少し我々農業委員に前もって知らせていただいて、現地確認するときには周りの人にも委員会の方で連絡してもらいたいんですけども。そうすれば私たちが何回も日を費やなくていいんじゃないかと思うんですが、よろしくお願ひします。

事務局

おっしゃるように、基本的に農地転用につきましては、農地として利用しないといけないところを許可するわけでございますので、当然その近隣の農地への影響も充分考慮する必要があります。そうしたときに周りの方々が知らなかったというのは非常に問題ではないかと。僕は4月からですけども、そのように非常に思います。ですので、申請を受け付ける段階で、きちんと周りの方に説明をしているのかどうか、そういったところを含めて基本的なことを確認しながら事務を進めて参ります。そういったことで今後は対処させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長

いいですか。他に質問ありませんか。私の方から松田委員にお伺ひしたいんですが、この32ページの配置図新設側溝がUの180となっておりますが、一般的に土木工事では180は使わないんですけども、家庭用でしか使わないと思うんですが、充分はけるってということですか。地元としては180ではけるような状況ですか。

推進委員

推進委員1番の松田です。どうでしょうねえ。あんまりよその事は言えないですけども、上から来てますよね。ピンク色でこの側溝、縦斜めつていますか、ピンク色で示してある水もパネルの水も全て載るんですよ。

180でいいのかなと思いますけど、あんまりあそこで言われないなと思って。私はおそらく水が溢れると思います。ここは相当水があるんですよね。委員会のほうも見られたと思うんですけど、縦のピンク色であったところが畑と畑の境で、上の屋敷の水も来る状態ですよ。ここは、新しい図面には溜め柵を作ることになったんですが、当時は溜め柵も作ってなくて、これではとても下の■■■■も畑なもので、この畑に溢れたらって心配もあると思うんですけども。いろいろ疑問もある中、疑問も残りながら周りの■■■■さんの畑なんですけれども、■■■■も■■■■も■■■■さんの畑なので、隣の人がすることだからあんまり言えないっていう雰囲気もあったし、これだけしてもらえればいいのかなって思ってみてたんですけども、なかなかちょっといまいち里道に下る道、これにその250の側溝をどうして設置するのかっていう疑問でならないんですけどね。■■■■さんの土手が2メートル位ありますが、これを切って里道に側溝は作れないでしょうから、里道を離して側溝を作るのはそんなにお金をかけていいのかなって、■■■■さんも心配されてましたけど。そうなるのでしょうか、これはちょっと疑問です。

議長

はい、わかりました。私は現場見てないんで状況よくわかりませんが、新設側溝250を使うことってなってますけど、そこは現場行った人はどういう状況ですか。

事務局

こちらの長崎市内にある業者なんですけれども、松浦市以外でも太陽光の事業を行っております。当初、松田委員がおっしゃられたように、里道とか素掘っていうところであったんですけども、それでは計画が通らないからっていうこととお話ししたところ、差し替え分の図面となっております。他の現場でもやっているといった実績があるといったことで、そこら辺で考慮されて、側溝の幅であるとか敷設する方法であるとかを検討されていると思われまして。そういったところで、繰り返しですけれども、電話等で確認した限りでは計画においての排水について問題ないのではないかなというふうに考える次第であります。ちょっと答えになっていない部分もあるかも知れませんが、一応確認させていただいているところであります。

議長

今の回答で良いですか。

推進委員

推進委員13番の早坂です。よくわからなかったんですけども、業者の考えなんですけれども、2000平方メートルの雨量が1時間に1ミリとか10ミリとか話が出てますけれども、例えば全領域の雨水を排水にためるとすれば、1時間あたり10ミリ降れば、計算上は20トンの水を排水するのにこれでいいかどうか。こういう数値的にどうなのかなってそこを言わないと、単純に見た感じでいいやってではなくて、何か基準があるはずなんです。例えば1時間あたり100ミリを想定する必要は無いですけど、何ミリ位を想定して排水の大きさにしたと何か基準があるはず。そののとこ

ろを詰めて話し合われたらどうですか。

事務局 具体的にいくら排水の中でどれくらいはけるのか、具体的な数字を業者のほうに出していただいて、確認させていただきたいと思います。

事務局 ただいまの事件番号2番の中の地区の太陽光の部分につきましては、雨量計算を確認した上で一旦保留といたしまして、また来月の委員会でお諮りしたいと思いますがそれでもそれでよろしいでしょうか。

推進委員 推進委員1番の松田です。その時ついでに下の市道まで、これでは記録に残りませんのでよろしくお願いします。

議長 事件番号2については私も現場はわからないんですけども、施工計画では疑問の点が多々あるようでございます。先ほど説明がありましたとおり、1000平方メートルで1ミリ降れば1トンですからね。それともう一つは、地域によって違いますけれども、浸透水っていうのを出さなければなりません。100パーセント来るわけではございませんので。その地域で、どういう土壌でどのくらいの浸透性があるかっていうのを積算の根拠にしないといけない、そういう計算方式もありますので。それから溜め枿を作る場合は、断面と勾配、流速を計算しないといけません。この勾配もいくらあるのかわからない。180で流れるのですね。その流速があるのかどうか、断面と勾配、それによって流速と流量が変わってきますので、そこら辺の計算をしないといけません。そこらがどうかっていうのがこの図面では分かりませんので、一旦、この事件番号2だけは保留にしたらどうかと思いますが、どうですか。よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 事件番号2だけは保留をさせていただいて、次回の委員会に提出させていただきたいと思います。保留といっても、業者の方と慎重に対応しないといけないんですね。何故かという時期を切って仕事をしているところがあるんですよ。だから施工期限が1ヵ月伸びただけで施工期限切れ、あるいはどこかに損害が出てくるということになると、損害賠償ってことになる。果たして委員会が保留した根拠っていうのがあるのかどうかって問題になってくるんですよ。私どもは保留する場合、しっかりした根拠を持って対応しないと業者の方から損害賠償請求されることも考えられるんですね。だからしっかり保留します、いいですよっていうような事はしっかり状況を見ながらでないに対応できないことなので難しいところもあります。今回、事務局も保留ということによからうと言ってますので、事務局の方で業者としっかり対応させたいと思います。1、3については申請どおり許可することに意義ございませんか。

委員 はい。

議長 はい、異議なしと認めます。よって議案第20号は許可相当と意見を付して事件番号1と3については、進達するものいたします。次に議案第21号農用地集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 6ページをご覧ください。議案第21号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年4月28日としております。7ページに賃貸借権の新規設定分、使用貸借権の再設定分、使用貸借権の新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議長 今、議案の説明がございましたが、ご意見もないようですので原案どおり決定することに意義ございませんか。

委員 はい。

議長 それでは異議なしということで原案どおり決定することとし、公告予定を令和2年4月28日とさせていただきます。次に議案第22号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについてを議題とします。

事務局 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明致します。議案の10ページをお開きください。最初に、志佐町浦免■■■■■、地目：田 申し出地目、原野で1,476平方メートルと同所■■■■■、地目：田 申し出地目 原野 870平方メートルの2筆について、志佐町浦免■■■■■氏からの申し出の案件です。3月25日に地元委員の大石推進委員さんと現地調査を実施しました。スライドをご覧ください。■■番、■■番共、10数年前から耕作しておらず、雑木が生い茂っている状況でありまして、土壌表土的にも農地への復旧性は難しい状態でありました。荒廃化、非農地化を認める可否判断においては、いずれも「可」が妥当であると判断しているところでありまして、よろしくご審議いただきますようお願い致します。

議長 大石委員、現場に行かれましたか。

推進委員 推進委員7番の大石です。3月25日に事務局と立ち会いをしまして、事務局が説明されたとおり、たぶん10何年も耕作していない感じでした。隣り合わせの道は4メートルのコンクリートできれいにしているんですけども、上から猪とかが降りてきて土手も崩れたりして、耕作するのならかなり手がいるんじゃないかと思えます。たぶん夏は、アワダチ草が生い茂って周りがほとんど見えない状態ではないかと思いました。将来は太陽光発電じゃないかと思ったんですけど、今耕作する段階ならちょっと手をいれないとできないんじゃないかと思ひまして、「可」が妥当じゃないかと

私は思いました。審議方よろしくをお願いします。

議 長 はい、どうもありがとうございました。今、地元委員さんからお話がありましたように、非農地はやむを得ないであろうというご意見でございます。ここで皆様方の質疑を受けたいと思います。この案件につきまして何かご意見等ございませんでしょうか。

(意見無し)

議 長 それではご意見もないようでございますので、議案第22号は申請とおりの非農地と決定することに意義はございませんか。

委 員 はい。

議 長 はい、異議なしと認めます。よって申請とおりの、非農地通知を交付するものとしたします。次に議案第23号平成31年度の目標、その達成に向けた活動についてを議題とします。

事務局 それではご説明いたします。議案第23号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価（案）の公表について、議案第24号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の公表についてご説明いたします。

平成31年度の点検・評価の大まかなところとして、資料の13ページをご覧ください。集積関係は目標802ヘクタールに対して、実績は753ヘクタールで達成状況が93.89パーセントとなっております。14ページの新規参入の状況については、目標1経営体に対して、実績が0、経営体で達成状況は0パーセントとなっております。親元就農による新規就農はありますが、新たな経営体としての純粋な参入が無かったことということです。15ページの遊休農地に関する措置では、管内の農地面積に対して遊休農地が2.7ヘクタールで0.13パーセントの割合となり、30年度からすると若干減っている状況です。31年度は0.9ヘクタールを解消する目標に対し、年度内に0.9ヘクタールを解消できており、達成状況は100パーセントとなっております。16ページの違反転用への対応については、令和2年3月現在0.6ヘクタールの違反転用を把握しております。随時、県への報告等しかるべき措置をとり対応することとしております。また、農業委員会だよりを通じて、違反転用予防に向けた啓発も行っているところです。17ページから18ページには農地法第3条による農地を農地として利用するための売買や貸し借りの許可、第4条、第5条による農地以外への転用許可の処理状況、賃貸借や権利移動状況などについて記載しております。2年度の目標及び活動計画の大まかなところとして、資料22ページをご覧ください。農地集積は、目標を783ヘクタールとし、うち新規集積面積を15ヘクタールとしております。目標設定の考え方は前年度集積面積に30ヘクタール増で設定しております。新規参入については、農林課とも協議を行

い、1経営体、0.2ヘクタールを目標としています。23ページの遊休農地解消面積については、現在ある2.7ヘクタールの遊休農地のうち1.1ヘクタールの解消を目標としております。これは松浦市第3次耕作放棄地解消5か年計画に基づき設定しております。違反転用については、引き続き適正な指導を行うとともに、違反転用防止に向け、農業委員会だよりだけでなく、市報等でも周知を図っていくこととしております。以上が大まかな内容となっております。これについては、6月の総会で改めて決定していただきます。今後の予定として、5月から1か月間、農業委員会の窓口及びホームページで計画案を公表いたします。その間農家の皆様から意見を募るようしております。その意見の集約が5月末頃になりますので、最終案を定例会でお諮りしたいと考えています。

議 長 議案の説明が終わりました。31年度の目標、その達成に向けた活動と令和2年度の目標とその達成に向けた活動計画案について、何か皆さんの方からご意見お気づきの点とかございませんでしょうか。

(意見無し)

議 長 それではご意見もないようでございますので、活動計画の点検・評価と計画活動案につきましてもホームページ等で公表することといたします。以上もちまして付議事項議案の審議を終わらせていただきます。

議 長 総括的に皆さんの方から何かご質問等はありませんか。

(意見無し)

議 長 それでは次回の農業委員会総会は、5月27日の13時30分から市民ホールで予定しております。以上を持ちまして、4月の定例総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 10 分